

使用前検査申請書

廃炉発官R5第134号  
令和5年12月20日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3  
第7項の規定により次のとおり検査を受けたいので申請します。

<p>発電用原子炉施設の設置又は変更に係る 事業所の名称及び所在地</p>	<p>福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町及び双葉町</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の概要</p>	<p>福島第一原子力発電所 放射性固体廃棄物等の管理施設 固体廃棄物貯蔵庫第10棟（10-C分） 貯蔵エリア（10-C分） 換気空調設備（10-C分）  実施計画 Ⅱ. 2. 10 参照</p>
<p>実施計画の認可年月日</p>	<p>平成25年 8月14日 (実施計画の変更認可年月日: 令和 5年 2月21日)</p>
<p>検査を受けようとする工程</p>	<p>構造、強度又は漏えいに係る試験を することができる状態になった時</p>
	<p>設備の組立てが完了した時</p>
	<p>工事の計画に係る工事が完了した時</p>
<p>検査を受けようとする期日</p>	<p>自 令和6年 2月14日 至 令和7年 2月28日</p>
<p>検査を受けようとする場所</p>	<p>東京電力ホールディングス株式会社 福島第一原子力発電所</p>
<p>申請に係る発電用原子炉施設の 使用の開始の予定時期</p>	<p>令和7年 3月31日</p>



工事の工程における放射線管理に関する説明書

1. 放射線管理

(1) 検査に係る立入制限

必要に応じ関係者以外の立入を制限する。

(2) 検査中の放射線管理

検査中は検査に係る者に対し、適切な指導及び助言を行う。

(3) 個人被ばく管理

線量は、電子式線量計を用いて測定する。

2. 検査場所の区域区分

福島第一原子力発電所

放射性固体廃棄物等の管理施設 : 管理対象区域

別添 : 検査場所図

以上

検査場所図

